

鳩山町都市計画 マスタープラン

【概要版】



令和5年3月

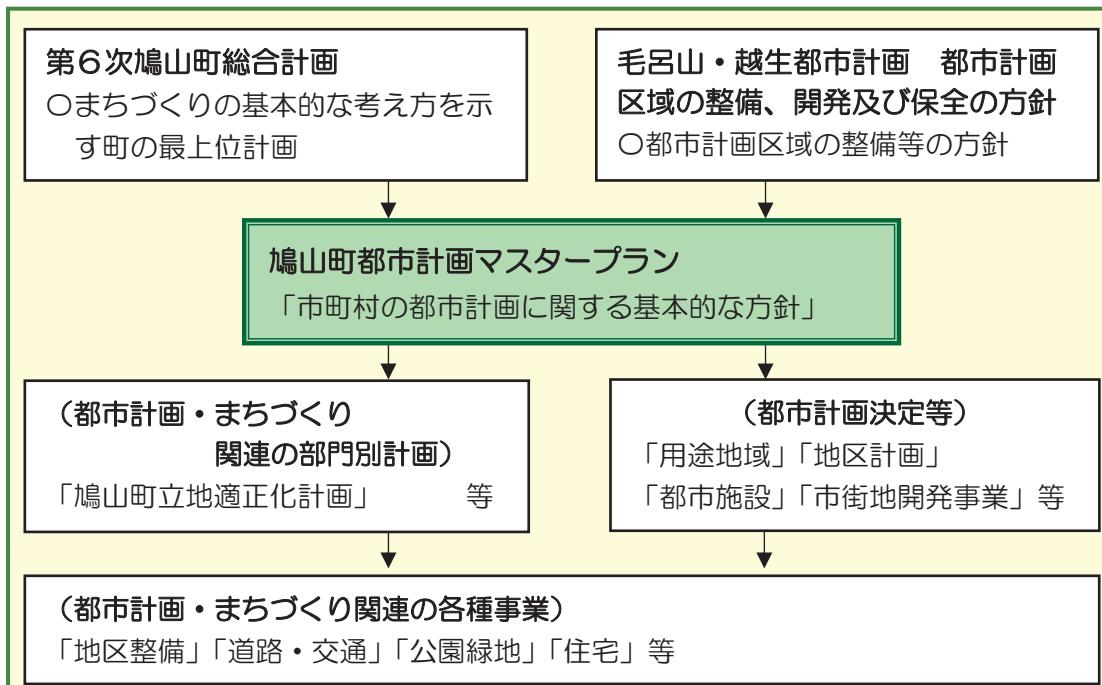


1. 都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づいて策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法定計画)
- 都市計画マスタープランは、「第6次鳩山町総合計画（以下、「第6次総合計画」とします。）」及び県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定
- 都市計画マスタープランは、「全体構想」「地域別構想」「まちづくりの推進に向けて」で構成

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ



(3) 都市計画マスタープランの構成



2. 全体構想

2-1 町の将来像

(1) まちづくりの目標

健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち

(2) 目標実現のためのまちづくりの方向性

①町の魅力を磨き、生かすまちづくり

町の魅力である豊かな自然や農業・農村環境を磨き、活用していくまちづくりを進めます。

②町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するまちづくり

現状の市街地や集落、都市サービスを維持し、つなぎ、有効活用するまちづくりを進めます。

③町に活力を導入するまちづくり

町への来訪者や移住・転入者を増やしていくためのまちづくりを進めます。

(3) 将来都市構造

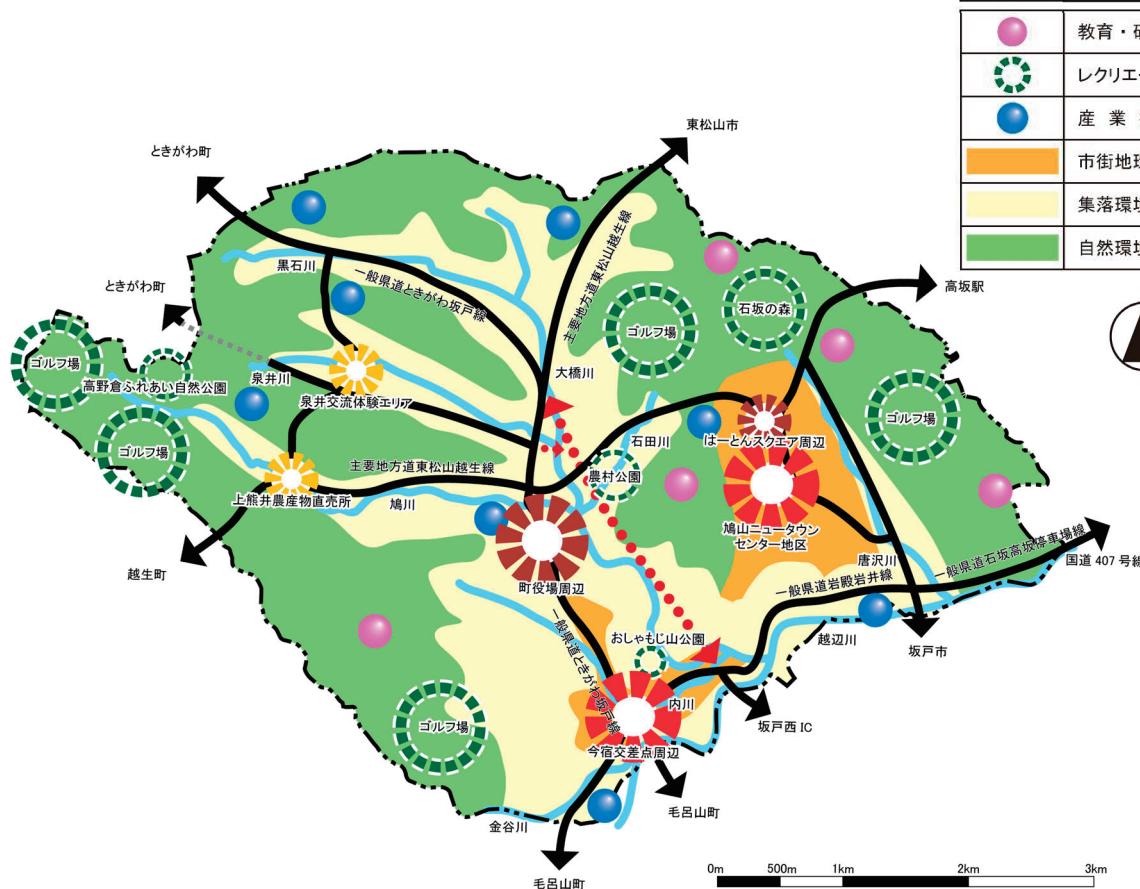
軸 …幹線道路軸、河川環境軸

拠点 …行政拠点、都市拠点、北部地域活性化推進地区拠点、
教育・研究拠点、レクリエーション拠点、産業拠点

ゾーン …市街地環境ゾーン、集落環境ゾーン、自然環境ゾーン

↔	幹線道路軸
···→	幹線道路（構想）
———	河川環境軸
●	行政拠点
●	都市拠点
●	北部地域活性化推進地区拠点

将来都市構造図



2-2 分野別のまちづくりの方針

(1) 土地利用	①区分ごとの土地利用方針 ②市街地の利便性確保と魅力ある都市空間の形成 ③未利用地・遊休地と空き家・空き店舗の利用促進
(2) 道路・交通体系整備	①道路網の整備 ②公共交通体系の整備 ③歩行者・自転車環境等の整備
(3) 公園の整備・管理と自然環境の保全・育成	①自然環境の保全と活用 ②公園緑地の整備・管理の方針 ③緑と花による人の和の形成 ④緑のネットワークの形成
(4) 下水道・河川の整備と循環型社会の形成	①下水道・河川の整備 ②環境負荷の少ない循環型社会の形成
(5) 住まい環境整備	①快適で潤いある居住・就業環境の形成 ②いつまでも住み続けられるまちづくり
(6) 安全・安心のまちづくり	①災害に強いまちづくりの推進 ②防犯に配慮したまちづくりの推進
(7) 町の魅力と景観づくり	①町の魅力づくり ②町の景観づくり

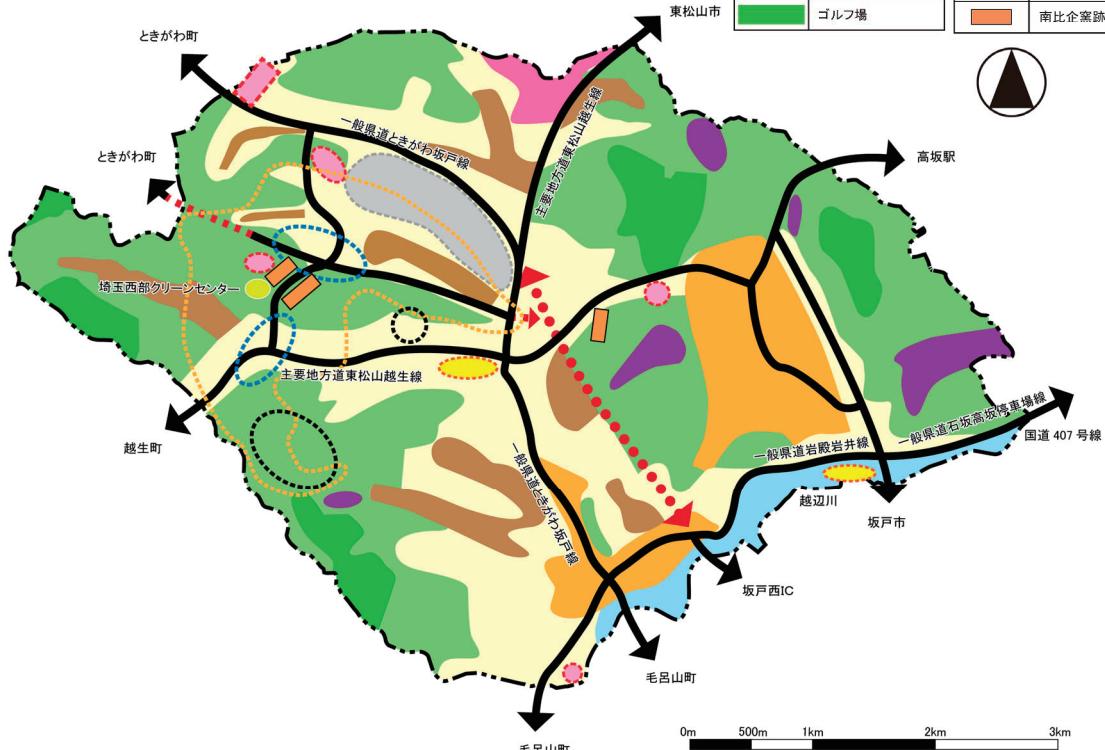
(1) 土地利用

①区分ごとの土地利用方針 ●7エリア／●個別検討箇所

- ②市街地の利便性確保と魅力ある都市空間の形成
- ③未利用地・遊休地と空き家・空き店舗の利用促進

土地利用構想図

●	①埼玉西部クリーンセンター
●	②流通・工業系
●	③産業誘導エリア
●	商 業 系
○	④北部地域活性化推進地区
○	⑤北部地域活性化推進地区拠点エリア
●	⑥活性化検討エリア
○	⑦土地利用転換検討箇所
···→	⑧主要幹線構想道路
···→	⑨幹線構想道路
—	主要道路
■	南比企窯跡（国指定史跡化推進地域）

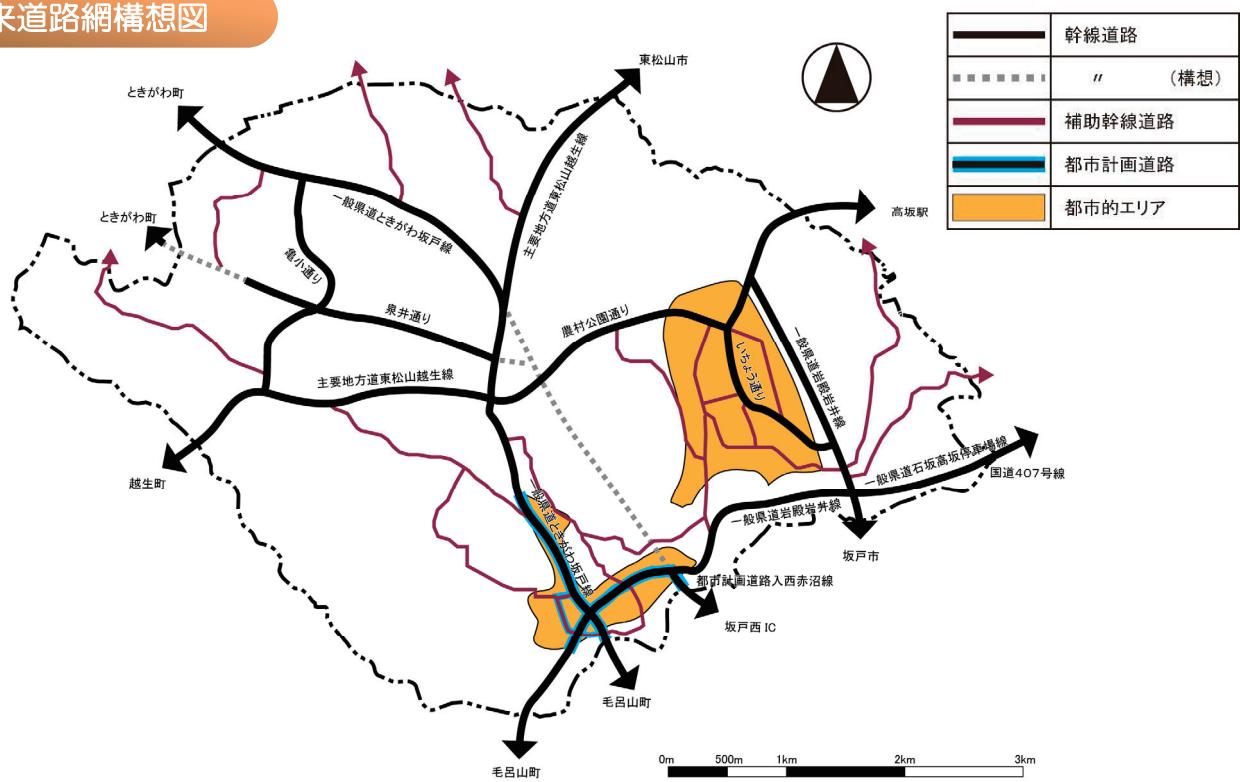


(2) 道路・交通体系整備

- ①道路網の整備
- ②公共交通体系の整備
- ③歩行者・自転車環境等の整備

- 幹線道路網の形成／●維持管理と有効活用
- 公共交通の維持拡充／●交通結節点の機能強化
- 自然とふれあう施設の整備／●歩行者・自転車環境等の整備

将来道路網構想図

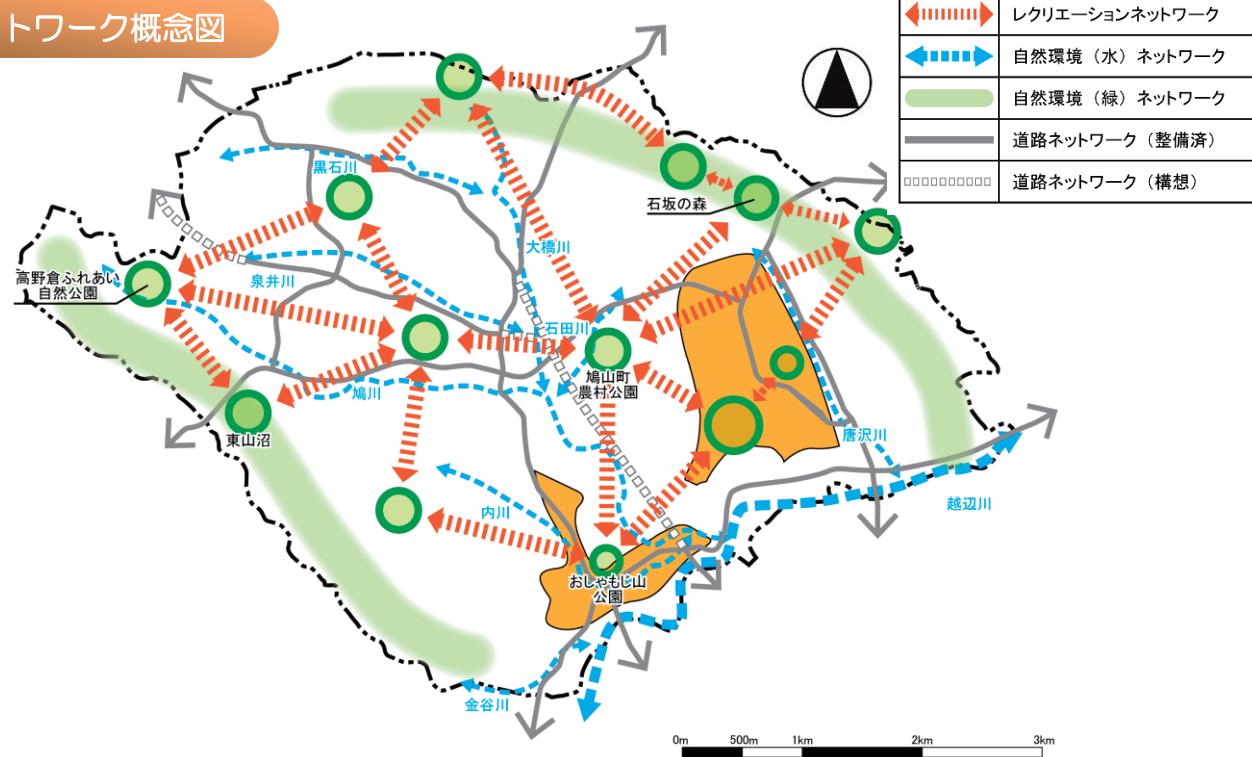


(3) 公園の整備・管理と自然環境の保全・育成

- ①自然環境の保全と活用
- ②公園緑地の整備・管理の方針
- ③緑と花による人の和の形成
- ④緑のネットワークの形成

- 骨格となる緑地の保全／●樹林地や河川の保全・活用／
- 農地の活用 等
- 公園緑地の配置／●まちなかの緑の育成／●維持管理 等

ネットワーク概念図



(4) 下水道・河川の整備と循環型社会の形成

①下水道・河川の整備

●下水道整備と管理／●河川の改修と有効利用

②環境負荷の少ない循環型社会の形成

●ごみ処理と資源循環の取組 等

(5) 住まい環境整備

①快適で潤いある居住・就業環境の形成

●日常生活圏の形成／●居住・就業環境の形成／

②いつまでも住み続けられるまちづくり

●企業誘致の推進

(6) 安全・安心のまちづくり

①災害に強いまちづくりの推進

●避難地・避難路／●自然条件に無理のない開発／

②防犯に配慮したまちづくりの推進

●不燃化・耐震化／●災害ハザードエリア対策 等

●防犯に配慮した都市施設の整備 等

(7) 町の魅力と景観づくり

①町の魅力づくり

●移住・転入の促進／●来訪を促進する魅力づくり

②町の景観づくり

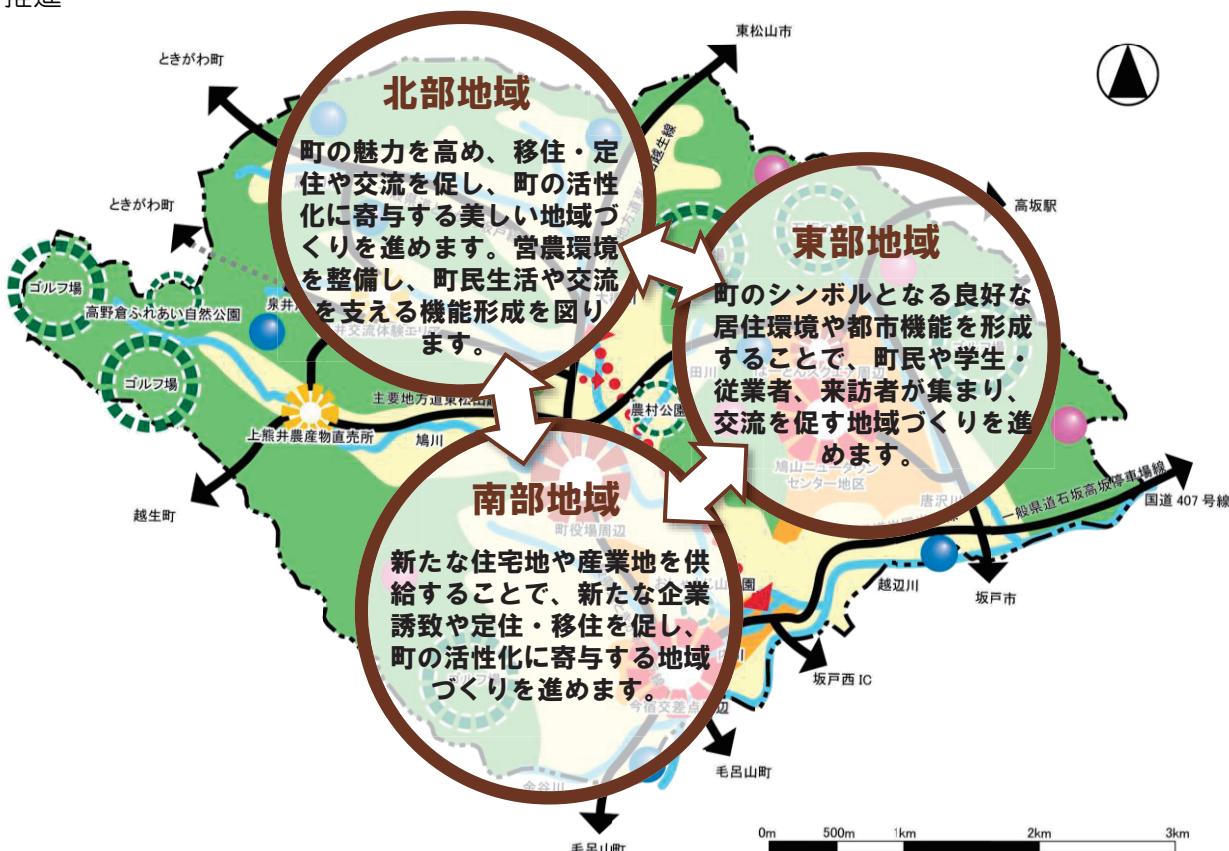
●風景の魅力アップ／●景観の維持・形成／

●調和のとれた景観誘導 等

3. 地域別構想

3-1 地域区分と地域連携の考え方

- ・3つの地域に区分 東部地域…鳩山ニュータウンを擁し、町民生活を支える都市機能が形成
南部地域…町の中心的な都市機能が形成
北部地域…町の魅力である豊かな自然環境や農村環境が形成
- ・3地域の特徴・強みを生かしたまちづくりを展開し連携することで、相互に補完し合い相乗効果を発揮する、町に適したコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づくまちづくりを推進

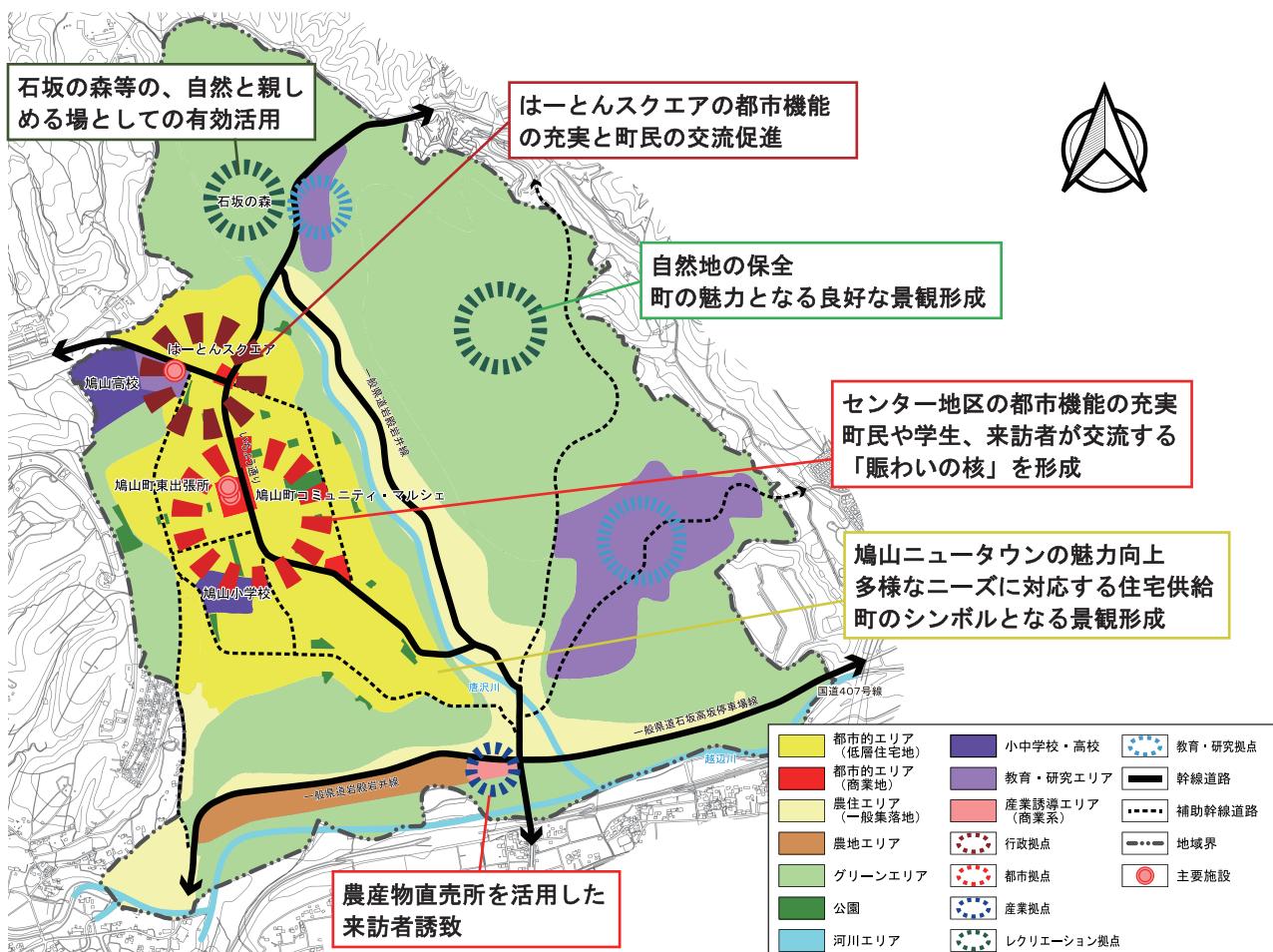


3-2 東部地域のまちづくり方針

主要な課題	<p>●若い世代をはじめとした定住・移住促進による、人口密度の維持や人口構成バランスの健全化</p> <p>○空き家・空き地等を活用した住宅供給や多様なニーズに対応した都市機能の充実等により、若い世代をはじめとした定住・移住促進</p>
	<p>●高齢者等がいつまでも安心して住み続けられる持続可能な地域づくり</p> <p>○地域の著しい高齢化に対応した都市基盤のバリアフリー化や機能更新</p> <p>○公共交通の充実や商業・生活サービス機能の誘導による、安心して暮らせる日常生活圏の形成</p>
	<p>●町のイメージを高める賑わいの核として、都市機能の充実や魅力向上</p> <p>○鳩山ニュータウンは、町のシンボルとなる市街地であり、賑わいの核としての都市機能の充実</p> <p>○鳩山ニュータウンの美しい街並み景観や街路樹の維持、石坂の森の有効活用</p>

地域の将来像	<p>●地域の役割</p> <p>○町民の半数以上が居住し、大学・民間企業の施設が立地する、賑わいの多い地域</p> <p>○町民や学生・従業者、来訪者が集まり、交流を促すことで、町の活性化に寄与する地域づくり</p>
	<p>●地域の将来像</p> <p>「いつでも、たくさん人が集まり、交流している賑やかなまち」</p> <p>○鳩山ニュータウンにおける整った都市基盤や多様な商業施設・公共施設、石坂の森等の緑地資源を有効に活用し、町のシンボルとなる良好な居住環境や都市機能を形成</p>

東部地域の地域整備方針図

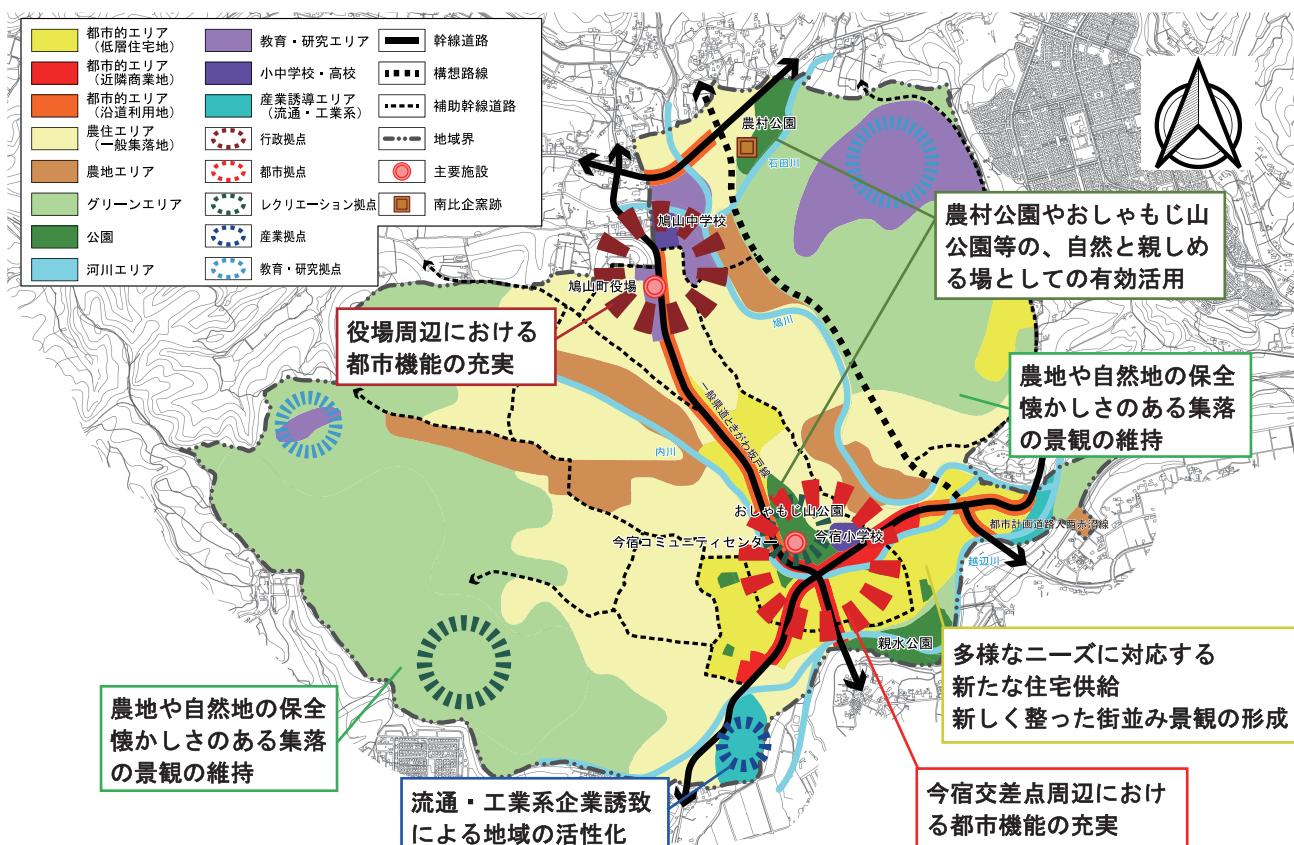


3-3 南部地域のまちづくり方針

主要な課題	<p>●比較的新しい都市基盤を活用した、若い世代をはじめとする定住・移住促進</p> <p>○比較的新しい都市基盤を活用して、若い世代をはじめとした、町への定住・移住促進のための新たな住宅供給や商業・生活サービス機能の誘導</p>
	<p>●交通利便性を生かした企業誘致による地域活力の向上</p> <p>○坂戸西スマートインターへの交通利便性の高さを生かし、産業誘導エリア（流通・工業系）における新たな流通・工業系の企業誘致</p>
	<p>●町の持続的発展を支える多様な都市機能の充実</p> <p>○町役場や保健センター、文化会館等の町民生活を支える行政施設、農村公園やおしゃもじ山公園等の自然と親しめる地域資源を有効活用し、多様な都市機能を充実</p>

地域の将来像	<p>●地域の役割</p> <p>○新たな市街地が形成され、今後も新たな産業拠点形成が見込まれる、町内でも新たな活力が芽吹いている地域</p> <p>○新たな企業誘致や定住・移住を促すことで、町の活性化に寄与する地域づくり</p>
	<p>●地域の将来像</p> <p>「新たな生活や産業が生まれ、町の伝統と共存し相乗効果を生み出すまち」</p> <p>○今宿交差点周辺の土地区画整理事業区域における整った都市基盤や産業誘導エリア（流通・工業系）の空閑地を活用し、新たな住宅地や産業地を供給</p>

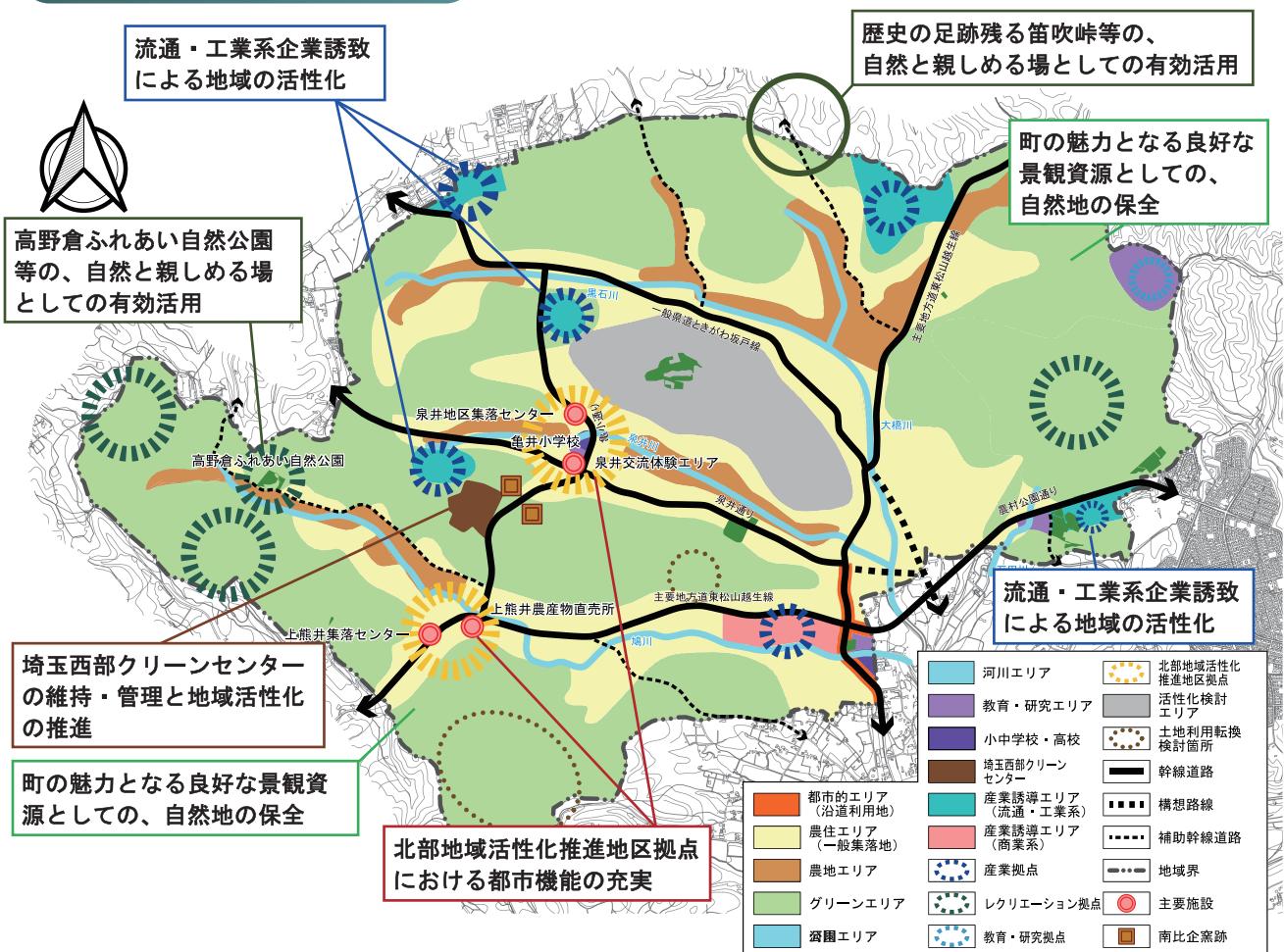
南部地域の地域整備方針図



3-4 北部地域のまちづくり方針

主要な課題	<p>●地域資源を生かした町内外との交流促進</p> <p>○北部地域活性化推進地区拠点や高野倉ふれあい自然公園等の地域資源の機能充実やイベント等の開催による、町内外との交流促進</p>
	<p>●町全体の産業振興を牽引できるよう、企業誘致による地域活力の向上</p> <p>○本地域に多く設定されている産業誘導エリア（流通・工業系）における、新たな流通・工業系の企業誘致</p>
	<p>○産業誘導エリア（流通・工業系）の利便性向上に向け、地域と町外を結ぶ泉井通り（町道1号線）の整備促進</p>
地域の将来像	<p>●都市拠点との連携強化や都市的土地利用と自然環境との調和</p> <p>○公共交通ネットワークによる東部地域・南部地域の都市拠点との連携強化</p> <p>○豊かな自然環境の保全・活用、太陽光発電等の都市的土地利用と自然環境との調和</p>
	<p>●地域の役割</p> <p>○土地利用の多くを山林や農地が占め、豊かな自然環境が残された地域</p> <p>○町の魅力を高め、移住・定住や交流を促し、町の活性化に寄与する美しい地域づくり</p>
	<p>●地域の将来像</p> <p>「生きがいのある暮らしが営まれ、町内外の人々が笑顔で交流しているまち」</p> <p>○豊かな自然環境を生かした良好な景観の形成とともに、営農環境の整備により、町民生活や交流を支える機能を形成</p>

北部地域の地域整備方針図



4. まちづくりの推進に向けて

4-1 多様な手法によるまちづくり

- ・まちづくりの実現に向け、地区計画や開発許可制度の適切な運用等による、計画的な土地利用の誘導を進めます。
- ・また、町の貴重な都市ストックである公共施設等をはじめ、大規模施設跡地等の長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある土地、空き家・空き地の有効活用によるまちづくりを進めます。

4-2 多様な主体によるまちづくり

- ・まちづくりの実現に向け、「鳩山町まちづくり基本条例」で定めたまちづくりの原則及び基本施策等に基づき、町民と町による協働のまちづくりを進めます。
- ・民間企業や大学等と町がそれぞれの資源や特色を生かしながら、多岐にわたる分野において町民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的に、「連携協定」に基づくまちづくりを進めます。

4-3 都市計画マスタープランの進行管理

- ・まちづくりの実現に向け、計画内容の情報公開と町民意向の反映に努めます。また、行政内の連絡調整体制を整えていきます。
- ・都市計画マスタープランの見直しに関しては、「第6次総合計画」での行政評価シートをはじめとする府内での施策実施状況の評価結果を活用しつつ、都市計画マスタープランの進捗状況を定期的に評価するとともに、適切な運用を行っていきます。
- ・また、社会経済情勢や町民ニーズ、行政需要の変化に対応して見直しを行っていきます。

都市計画マスタープランの見直しのスケジュール



【編集・発行】

鳩山町まちづくり推進課
令和5年3月発行

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

電話 049-296-1211 FAX 049-296-2594

<http://www.town.hatoyama.saitama.jp>

email h220@town.hatoyama.lg.jp

